

平成26年10月9日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所
代表者名 代表取締役社長 奥村 浩士
(JASDAQ コード番号:4920)
問 合 せ 先 常務取締役経営統括本部長 土谷 康彦
(TEL. 03-3456-0561)

当社子会社の訴訟(控訴)の提起決定に関するお知らせ

当社の連結子会社であるTHEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S. (以下、「テプニエ社」という)は、平成26年10月1日付け「当社子会社に対する訴訟の判決(第一審判決)に関するお知らせ」にてお知らせいたしました損害賠償請求訴訟に係わるパリ商事裁判所の第一審判決について、当該判決を不服として、平成26年10月8日(現地時間)付けにて、控訴を提起することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本件訴訟における当事者とはなっておりません。

記

1. 控訴の決定に至った経緯

テプニエ社は、平成23年2月4日(現地時間)付けにて、SUNSTAR FRANCE S. A. S. (以下、「原告」という)より提起された損害賠償請求訴訟について、平成26年9月23日(現地時間)付けにて、フランスのパリ商事裁判所より、①テプニエ社は、原告が被った損害額7,520,140ユーロのうち3分の2に相当する5,013,426ユーロを支払え、②原告は、テプニエ社が被った損害額2,246,000ユーロのうち3分の1に相当する749,000ユーロを支払え、③当該①および②の判決に係わる支払いの仮執行は認めないなどを骨子とする第一審判決が言い渡されました。

テプニエ社は、同判決内容について、同社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、また同社の仏国弁護士の意見として、当該判決内容は化学的な証拠に基づく判断であるとは理解しがたいことから、10月8日(現地時間)付けにて、控訴を提起することを決定いたしました。

2. 当事者

- (1) 控 訴 人 THEPENIER PHARMA INDUSTRIE S. A. S.
- (2) 被控訴人(原告) SUNSTAR FRANCE S. A. S.

3. 控訴を提起する裁判所および年月日

現時点におきましては未定ですが、現地にて控訴を提起次第、速やかにお知らせいたします。

4. 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す
- (2) 被控訴人の請求を棄却する
- (3) 確定訴訟費用は、第一審、第二審ともに被控訴人の負担とする

5. 今後の見通し

テプニエ社といたしましては、引き続き、控訴審において同社の正当性を主張してまいります。なお、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上